



平成 27 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 カンロ株式会社  
代表者名 取締役社長 戸名 厚  
(コード番号 2216 東証第二部)  
問合せ先 常務執行役員管理本部長  
森本 憲治  
(TEL 03-3385-8811)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 18 日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 30 日開催予定の第 65 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的を一部追加するものであります。  
(第 2 条変更)
- (2) 取締役の経営責任を明確にすると共に、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、更にその経営体制の是非について、毎年株主の皆様のご判断を仰ぐことが可能となるよう、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。ただし、平成 26 年 3 月 27 日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましても、かかる任期の変更を適用しないものと致します。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。また、資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第 52 条を新設し、併せて同条の一部と重複する現行定款第 7 条を削除するものであります。(現行定款第 7 条削除、現行定款第 22 条変更、第 52 条新設、附則新設)
- (3) 経営環境の変化に対応するための改革施策として、当社では、平成 26 年 2 月 20 日の取締役会において経営の意思決定機能と業務執行機能の分離を図り、執行役員制度を導入致しました。当該制度による経営体制が定着したことに伴い、定款変更案のとおり第 34 条を新設し併せて定款第 4 章の題名を変更するものであります。(第 34 条新設)
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 3 月 30 日 (月)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 3 月 30 日 (月)

以 上

別紙

<変更の内容>

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 菓子、食品、医薬品および医薬部外品等の製造業</li><li>2. 菓子、食品、日用品<u>雑貨</u>、医薬品および医薬部外品等の販売およびこれらの代理仲介業</li><li>3. 喫茶、飲食業およびたばこ小売業</li><li>4. 製菓機械および関連機械の製作売買</li><li>5. 不動産賃貸業</li><li>6. 建築物の清掃および建築物の各種設備機器の点検、保守、管理</li><li>7. 損害保険代理業</li><li>8. 生命保険の募集に関する業務</li><li>9. 一般貨物自動車運送事業</li><li>10. 貨物運送取扱事業</li><li><u>11. 前各号に付帯または関連する一切の事業および関係会社への投資</u></li></ol> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第21条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 菓子、食品、<u>飲料、飼料、肥料、</u>医薬品および<u>医薬部外品、化粧品</u>等の製造業</li><li>2. 菓子、食品、<u>飲料、飼料、肥料、</u>日用品、<u>寝具、布製品、玩具、書籍、雑貨類、</u>医薬品および<u>医薬部外品、化粧品</u>等の販売およびこれらの代理仲介業</li><li>3. 喫茶、飲食業およびたばこ小売業</li><li>4. 製菓機械および<u>関連機械</u>の製作売買</li><li>5. 不動産賃貸業</li><li>6. 建築物の清掃および建築物の各種設備機器の点検、保守、管理</li><li>7. 損害保険代理業</li><li>8. 生命保険の募集に関する業務</li><li>9. 一般貨物自動車運送事業</li><li>10. 貨物運送取扱事業</li><li><u>11. 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給および販売事業</u></li><li><u>12. 工業所有権・著作権等の知的所有権、ノウハウ、各種システム・エンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画開発、保守、販売、賃借、使用許諾業</u></li><li><u>13. 前各号に付帯または関連する一切の事業および関係会社への投資</u></li></ol> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第20条 (現行どおり)</p>

<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第52条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第22条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第34条 取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</p> <p><u>②取締役会の決議によって執行役員の中から社長およびその他の役付執行役員を選定する。</u></p> <p>第35条～第51条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第52条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p> <p>第53条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>第21条の規定にかかわらず、平成26年3月27日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成28年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>
---	---

以上